

ハッ場ダム群馬訴訟東京裁判高裁判決に対する抗議声明

2014年5月14日

- 1 本日、東京高等裁判所はハッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。

本判決は、まず、違法判断の枠組みとして、原審判決をそのまま踏襲するものである。すなわち、原審判決は、利水については県の広範な裁量を容認し、治水については国の判断に重大かつ明白な瑕疵がない限り違法と認めることはできないとするものであった。つまり、地方自治体の国に対する独立性を認めない、すなわち国の判断を争いうる地方の立場を無視して、地方自治体と国との対等性を全く否定するものであった。本判決はこのような原判決の判断を追認するものである。

また、本判決は、各論においても、治水の必要性並びに貯水池周辺のダムサイト及び地すべりの危険性等について、国の主張を丸呑みにして、住民の疑問を一顧だにせず住民側の請求を棄却した。

- 2 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会控訴人団
ハッ場ダムをストップさせる群馬の会弁護士